

「相双地域子どもの食育・健康づくり支援連絡先集」利用規約

（目的）

第1条 この規約は、地域の子育てサークル、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）の要請に応じて、学校等が実施する食育活動に対して、相談、人材・講師派遣、教材・物品の貸出及び提供等をするに当たり必要な事項を定めたものである。

（人材・講師派遣の対象）

第2条 派遣の対象は、次の各号のいずれかに該当する活動とし、営利目的としたものを除く。

- （1）子ども・保護者を対象とした食育に関するイベント
- （2）子ども・保護者を対象とした食育に関する講演会・講習会
- （3）子ども・保護者を対象とした食育に関する学習会・研修会
- （4）子ども・保護者を対象としたその他の食育に関する活動

2 人材・講師派遣の対象となる食育活動の主催者は、相双地域の学校等とする。

（利用手続き）

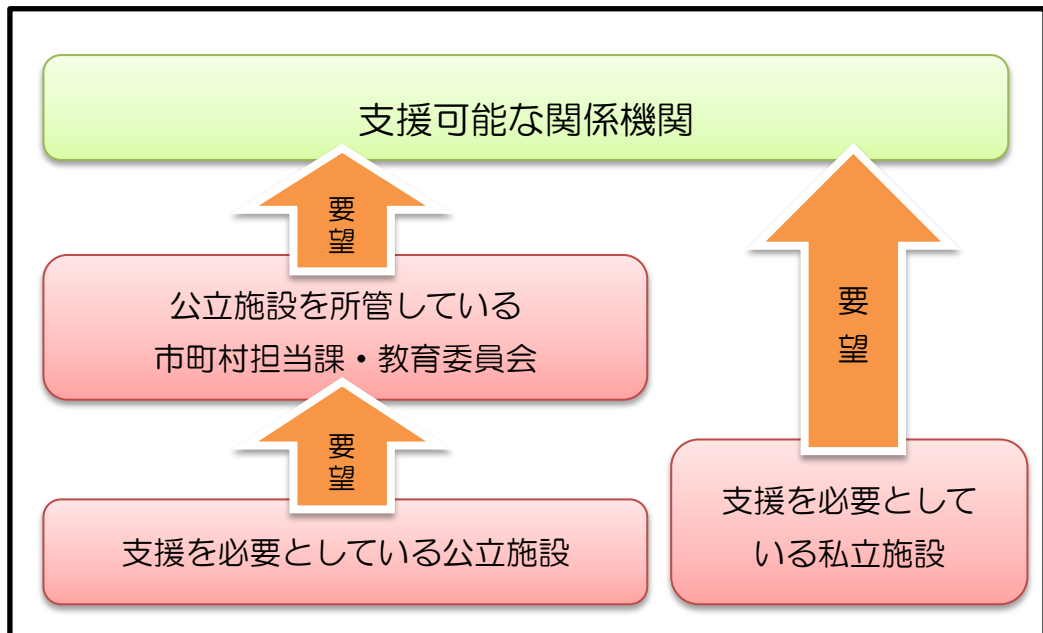
第3条 本情報集に記載してある相談、人材・講師派遣、教材・物品の貸出及び提供等を受けたい場合は、下記の要件及び手続きにより行うものとする。

（1）相談

相談一覧表より相談したい内容があれば、問い合わせ先に直接問い合わせる。

（2）人材・講師派遣

人材・講師派遣一覧より派遣希望の内容があれば、下記の方法で依頼する。



（3）教材・物品の貸出及び提供

教材・物品一覧表より教材・物品を借り受けたい、もしくは、提供してほしい教材・物品があれば、問い合わせ先に直接問い合わせる。

また、借り受けるもしくは提供教材・物品は、原則、依頼した者が取りに行くこと。

(経費の負担等)

第4条 食育活動の主催者は、実施する際の各手配や経費負担等については、原則、次の各号によるものとする。

- (1) 会場及び必要な器材等の手配は、食育活動の主催者で行うものとする。
- (2) 調理実習等に伴う材料費等の必要な経費は、食育活動の主催者の負担とするが、各関係機関で行っている事業を活用する場合はこの限りではない。
- (3) 人材・講師派遣に係る謝金及び旅費は、食育活動の主催者の負担とするが、各関係機関で行っている人材・講師派遣等事業等を活用する場合はこの限りではない。

(貸出教材・物品の紛失・破損・汚損等における対応)

第5条 貸出教材・物品（以下、物品等）を借り受けた者は、その物品等を紛失・破損・汚損等した場合は、貸出した者へ直ちに報告すること。

- 2 紛失・破損・汚損等による物品等の修繕等の費用は、借り受けた者が全額負担するものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月11日より施行する。